

## 食品ロス削減推進計画 概要

### 計画の目的

食品ロスとは、生産・製造、流通、消費の各過程において、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことです。

食品を廃棄することは、食品の生産・調理等の食品化、輸送等の流通、ごみ処理などの過程において使われた多くのエネルギーや資源を無駄にすることであり、さらに温室効果ガスを排出させることから、地球環境への負荷の一因となっています。このような環境問題に加え、世界には飢えや栄養不足の状態にある人々が多数いる中で、SDGs（持続可能な開発目標）の「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の削減目標が掲げられ、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっています。

国は、平成 30(2018)年 6 月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」で家庭系食品ロス量の半減目標を、令和元(2019)年 7 月「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で事業系食品ロス量の半減目標を設定しました。また、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、市町村においても食品ロス削減推進計画を定めることが求められています。

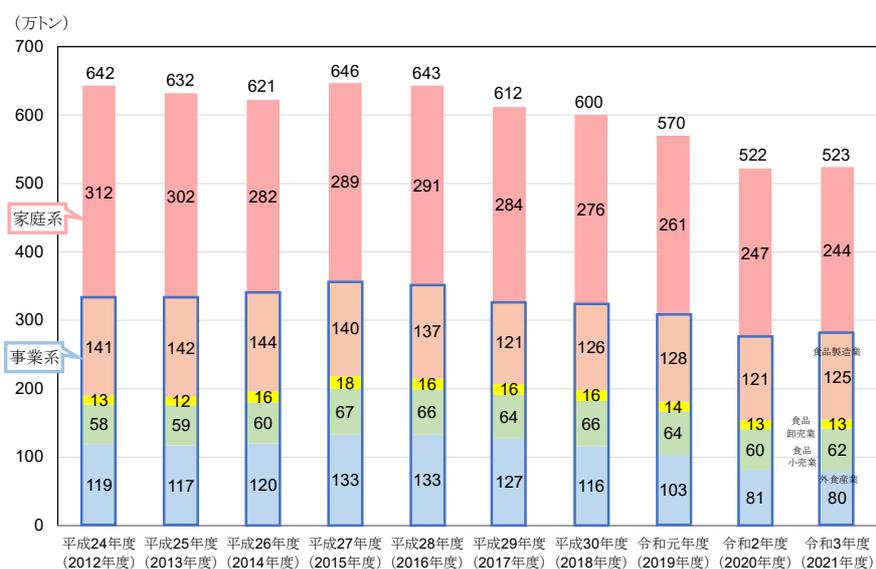
本庄市は、一般廃棄物処理基本計画に盛り込む形で、食品ロス削減推進計画の策定を行い、市民、事業者及び行政等の多様な主体の連携により食品ロス削減を計画的に推進します。

## 食品ロスの現状

### 1. 国内の現状

国内の令和 3(2021)年度の食品ロス発生量は 523 万トンと推計されました。この量は世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(令和 3 年で年間約 440 万トン)の 1.2 倍に相当します。

また、国民 1 人当たりで換算すると毎日 114 グラム(お茶碗約 1 杯分のご飯と同程度)の食べ物を毎日廃棄していることとなります。



全国の食品ロス量の推移 (平成 24～令和 3 年度)

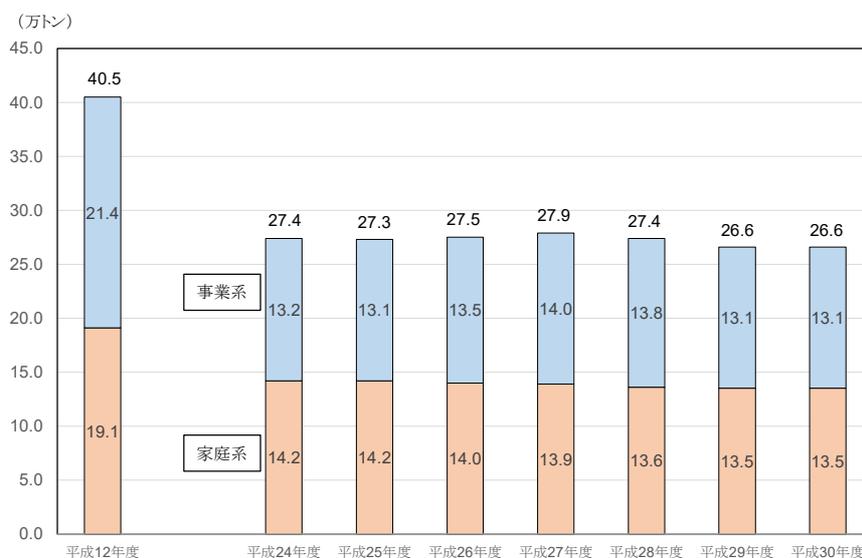
### 2. 埼玉県の実況

埼玉県の平成 30(2018)年度における食品ロスの発生状況の推計概念図は次に示すとおりです。



埼玉県における食品ロスの発生状況 (推計概念図) (平成 30 年度)

平成 30(2018)年度の家庭等からのごみの排出量は 231 万トンで、そのうち食品ロス量は 13.5 万トンとなっています。食品関連事業者等から発生した食品廃棄物等の量は 42.9 万トンであり、そのうち食品ロス量は 13.1 万トンとなっています。



埼玉県の食品ロス量の推移（平成 12 年度、平成 24～平成 30 年度）

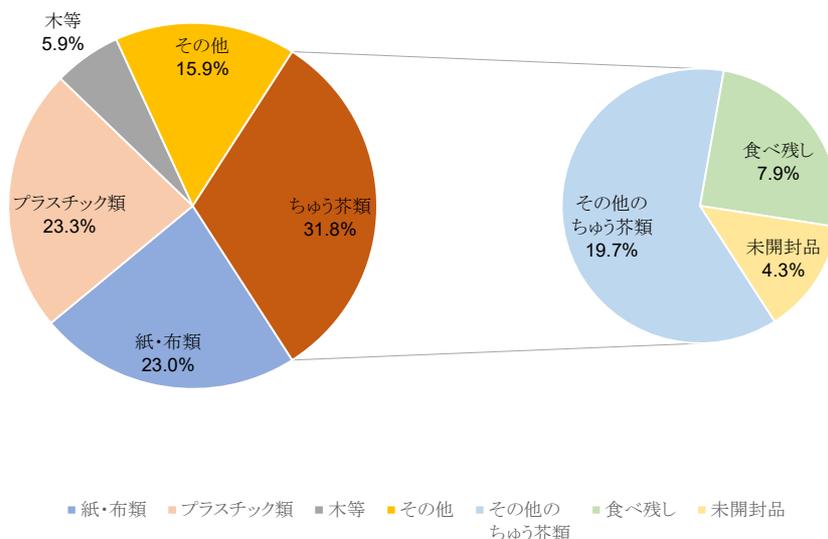
なお、令和 2(2020)年度の埼玉県内の食品ロス量は年間約 25.5 万トンであり、県民一人あたりに換算すると年間約 34.7kg になります。

### 3. 本庄市の現状

令和 5(2023)年 5 月 17 日（水）～18 日（木）に実施した組成調査結果によると、家庭から排出された可燃ごみの 31.8%を占める生ごみ(ちゅう芥類)のうち、未開封品が 4.3%、食べ残しが 7.9%含まれていました。これは、生ごみの中に、本来は食べられるのに捨てられた食べ物が 40%近く含まれていたこととなります。なお、令和 3(2021)年度の家庭系可燃ごみ排出量は 18,366t/年ですから、家庭系の食品ロス量は 2,234t と推定されます。

事業系食品ロス量について、埼玉県の推計値を基に活動量により推定を行った結果、平成 30(2018)年度は 1,770t と推計されます。令和 3 年度の事業系可燃ごみの量は平成 30 年度の 95.5%のためこれに乗じ、1,690t と推計されます。

この結果、市全体では令和 3 年度に 3,924t の食品ロスが発生していたと推計されます。



令和 5(2023)年度 春季組成調査 (可燃ごみ) (単位: %)

事業系食品ロス量の推計結果

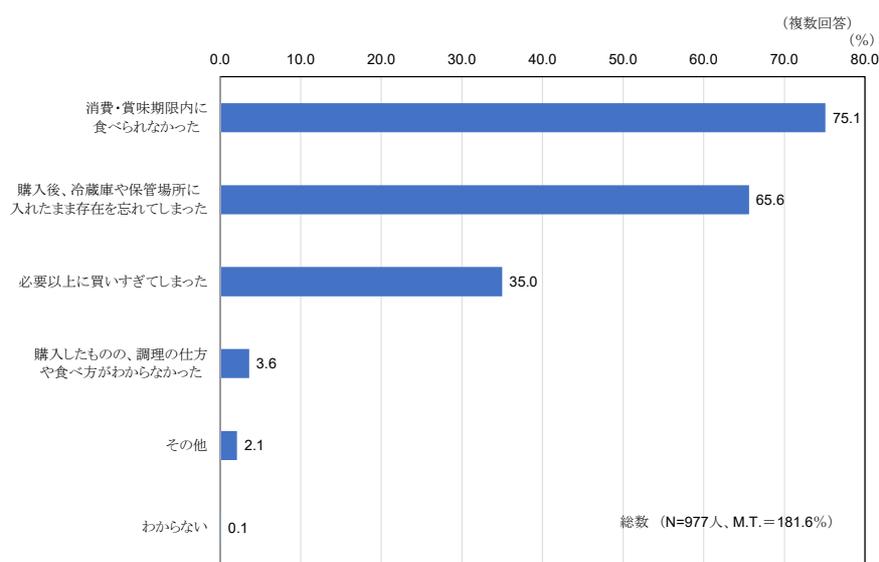
区分	埼玉県		本庄市		活動量
	食品ロス量 (万トン)	活動量	活動量	食品ロス量 (トン)	
製造業	2.0	188,921,772	5,376,150	569	H30工業統計調査 食料品製造業の製造品出荷額等(万円)
卸売業	1.4	2,689,883	8,675	45	H28経済センサス 飲食料品卸売業の年間商品販売額(百万円)
小売業	3.5	2,059,231	23,194	394	H28経済センサス 飲食料品小売業の年間商品販売額(百万円)
外食産業	6.1	191,700	2,394	762	H28経済センサス 飲食店従業者数(人)
合計	13.0	-	-	1,770	-

食品ロスの発生要因

1. 家庭からの発生

農林水産省の「食育に関する意識調査報告書」(令和 3(2021)年 3 月)によると、購入した食品を食べないまま捨ててしまうことがある、いわゆる「直接廃棄」したことがある人にその原因を聞いたところ、「消費・賞味期限内に食べられなかった」を挙げた人の割合が 75.1%と最も高く、次いで「購入後、冷蔵庫や保管場所に入れたまま存在を忘れてしまった」が 65.6%、「必要以上に買いすぎてしまった」が 35.0%の順となっています(複数回答)。

買い物の際には冷蔵庫の中等を確認し、消費期限・賞味期限の把握をすることや、必要な食材を必要な量だけ購入する、調理の際は残さず食べられる量を作るといった行動が必要です。



### 直接廃棄の理由

(出典：農林水産省「食育に関する意識調査報告書」令和3年3月)

※この設問は令和3年までで、令和4年以降はありません。

## 2. 事業者からの発生

事業者からの食品ロスの発生原因として、食品製造業では製造工程のロス（パンの耳等）や返品（3分の1ルール等の商習慣によるものを含む）、食品卸・小売業では返品、納品期限切れ、売れ残りや破損品等、外食産業では食べ残しや仕込みロスが挙げられます。

食品ロスを削減するためには、商習慣の見直しや需要予測に基づいた適正な発注・受注、規格外商品の有効活用等とともに、食品ロスや期限表記に対する消費者の理解促進等も必要です。

---

## 食品ロスの削減目標

---

### 1. 国の目標

国は、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（環境省、平成30(2018)年6月）において、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元(2019)年7月）において、ともに平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減させるという削減目標を設定しています。

これらの目標に令和3(2018)年度の実績値をあてはめると、令和12年度までに

家庭系は 11.3%、事業系は 2.0%の削減が必要となり、全体（合計）では 6.3%の削減が必要となります。

国の目標値（令和 3 年度を基準値とした場合）

区分		実績値		目標値
		平成12年度	令和3年度	令和12年度
家庭系	食品ロス量 (万トン/年)	433.0	244.0	216.5
	令和3年度からの削減率(%)	-	-	11.3
事業系	食品ロス量 (万トン/年)	547.0	279.0	273.5
	令和3年度からの削減率(%)	-	-	2.0
合計	食品ロス量 (万トン/年)	980.0	523.0	490.0
	令和3年度からの削減率(%)	-	-	6.3

## 2. 県の目標

埼玉県は国と同様、令和 12 年度までに平成 12 年度比で半減することを目標としています。平成 30 年度の実績値を踏まえた削減率は、家庭系が 29.6%、事業系が 18.3%で、全体（合計）では 22.3%となっています。

実績値の最新が令和 3 年度と平成 30 年度の違いはありますが、国の削減が十分に進捗しているのに対し、県の進捗は遅れているように思われます。

※国の削減率を平成 30 年基準で整理すると、家庭系は 21.6%、事業系は 15.6%、全体（合計）は 18.3%となり、県の削減率よりも若干良い程度となります。令和 2～3(2020～2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業系の食品ロス量は大きく減少したと考えられますので、令和 4(2022)年度以降の増加の有無等に注視していくことが必要です。

県の目標値（平成 30(2018)年度を基準値とした場合）

区分		実績値		令和12年度	
		平成12年度	平成30年度	予測値	目標値
家庭系	食品ロス量 (万トン/年)	19.1	13.5	12.9	9.5
	平成30年度からの削減率(%)	-	-	4.4	29.6
事業系	食品ロス量 (万トン/年)	21.4	13.1	13.1	10.7
	平成30年度からの削減率(%)	-	-	0.0	18.3
合計	食品ロス量 (万トン/年)	40.5	26.6	26.0	20.2
	平成30年度からの削減率(%)	-	-	2.3	22.3

### 3. 市の目標

市の目標に関しては、国及び県の目標値を踏まえ、今後実施予定の夏秋冬の組成調査結果を基に設定していきます。

---

## 食品ロス削減に関する取組

---

### 1. 各主体の役割

食品ロスは、市民と食品関連事業者の双方から発生しますので、製造～卸売～小売・飲食店～消費に至るまでの全ての段階で取り組むべき課題です。

市民や食品関連事業者が、それぞれの役割と行動を理解するとともに、相互理解も進め、実践に繋げていくことが重要です。

#### (1) 市民

市民は消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性について理解を深めるとともに、日常生活の中で自らが排出している食品ロスについて適切に理解・把握し、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを考え、行動に移すことが重要です。

#### (2) 食品関連事業者

食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者である市民に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するほか、食品廃棄物を継続的に計量する等により、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。

#### (3) 市民団体（関係団体）

各団体の活動内容に応じ、食品ロスの削減に向けた取組の実施（フードバンク活動等の実施、市民や食品関連事業者への積極的な情報発信・普及啓発活動など）が期待されます。

#### (4) 行政

市民、食品関連事業者、市民団体等がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、食品ロス削減に関する施策を推進していきます。

## 2. 推進施策

### (1) 家庭から発生する食品ロスの削減

市民が食品ロス削減の必要性を理解できるよう啓発を行っていきます。

また、食品ロス削減の取組事例を発信し、食品ロスの削減に繋がる消費行動の定着を目指します。

#### ① 消費スタイルの転換に向けた啓発の実施

- ・賞味期限や消費期限の正しい理解のための啓発活動
- ・すぐに飲食するものは「てまえどり」による消費行動の啓発

#### ② 食品ロスを削減する行動事例の発信

- ・食材の無駄を出さないレシピの紹介

#### ③ 食育を通じた周知・啓発

- ・食育を通じ、食に関する知識、食に対する感謝の念を深め、持続可能な食の循環を形成

#### ④ 家庭での再生利用の促進

- ・ダンボールコンポスト講習会や生ごみ処理容器等設置費補助金による堆肥化の推進
- ・生成堆肥の利用先の確保

#### ⑤ 災害用備蓄食料の有効活用

- ・備蓄食料品の消費期限の管理を徹底し、普段の生活で消費する「ローリングストップ法」の活用などを周知・啓発

### (2) 事業活動に伴って発生する食品ロスの削減

食品ロスの削減に向け、先進的に取り組む食品関連事業者の事例を、製造、卸売、小売、外食の場面ごとに発信し、事業者の一層の取組促進を図ります。

また、災害用備蓄食品の特色を活かした有効活用を推進します。

#### ① 事業系食品ロス削減に向けた事例の発信

- ・フードシェアリングサービスの活用などの事例を発信

## ②災害用備蓄食料の有効活用

- ・更新時期が明確であることや調理が簡単な特性を活かした有効活用

## (3)食品の有効活用の推進

事業活動に伴い発生する販売期限切れ食品や家庭で余っている食品等について、それを提供するための活動を行う団体と連携し、積極的な活用を図ります。

また、やむを得ず発生する食品廃棄物について、再生利用方法を検討していきます。

## ①フードドライブの実施

- ・フードバンク団体、フードパントリー活動及び子ども食堂活動を行う団体と連携し、家庭で余っている食品を提供するフードドライブを実施し、未利用食品の活用を推進

## ②食品廃棄物の適正な再生利用の検討

- ・やむを得ず発生する食品廃棄物については、堆肥化、飼料化、メタン発酵などによる再生利用の可能性について検討していきます。